



福島医発第 1639 号 (地)

令和 2 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び児童生徒等の定期の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等の定期の健康診断に係る対応については、令和 2 年 3 月 26 日付け福島医発第 3384 号 (地) 等にて貴会宛てご連絡しております。

学校保健安全法第 11 条に基づく「就学時の健康診断」及び同法第 13 条に基づく「学校における児童生徒等の健康診断」は、児童生徒等の疾病の早期発見や学校における適切な健康管理等、児童生徒等の健康の保持増進に大きな役割を果たすものです。

今般、文部科学省より、一部地域において健康診断の実施の目途が立っていない状況が見られるため、教育委員会や学校と連携し感染防止に適切な対応をしながら可能な限り健康診断の実施に協力いただきたい旨、日本医師会を通じて依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

別添送付資料

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長より本会宛依頼文書(2 初健食第 31 号)

別添 1 令和 2 年 3 月 19 日付事務連絡

【本会からは令和 2 年 3 月 19 日付 (健 I 283) にて発出】

別添 2 教育活動の実施等に関する Q & A 抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00033.html#q3

(健 I 133)
令和2年8月25日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び
児童生徒等の定期の健康診断について（依頼）

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等の定期の健康診断に係る対応について、文部科学省より事務連絡が発出されております（令和2年3月19日付(健 I 283)参照）。また、その際の予防策についても情報提供したところです（令和2年4月17日付(健 I 37)、4月21日付(健 I 39)、5月26日付(健 I 62・63)、6月18日付(健 I 86)参照）。

学校保健安全法第11条に基づく「就学時の健康診断」および同法第13条に基づく「学校における児童生徒等の健康診断」は、児童生徒等の疾病の早期発見や学校における適切な健康管理等、児童生徒等の健康の保持増進に大きな役割を果たすものであります。

この度、文部科学省より、一部地域において健康診断の実施の目途が立っていない状況が見られるため、教育委員会や学校と連携し感染防止に適切な対応をしながら可能な限り健康診断の実施に協力いただきたい旨、依頼がありました。

つきましては、下記のとおり資料をお送りしますので、貴会でもご了解いただくとともに関係の郡市区医師会を通じ会員への周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

別添送付資料

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長より本会宛依頼文書
(2初健食第31号)

別添 1 令和2年3月19日付 事務連絡
【本会からは令和2年3月19日付（健 I 283）にて発出】

別添 2 教育活動の実施等に関するQ&A 抜粋
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00033.html#q3

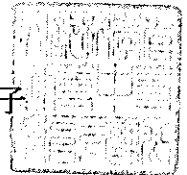
以上

2 初 健 食 第 3 1 号
令和 2 年 8 月 1 3 日

公益社団法人 日本医師会常任理事 渡辺 弘司 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

平 山 直 子



学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び
児童生徒等の定期の健康診断について（依頼）

日頃より学校保健の推進について御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に基づく「就学時の健康診断」は、教育委員会が 10 月から 12 月末日¹までに実施、学校保健安全法第 13 条に基づく「児童生徒等の健康診断」は、別添 1 の通り、今年度については、やむを得ない事由によって 6 月 30 日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとされております。

就学時の健康診断及び学校における児童生徒等の健康診断（以下、「健康診断」という。）は、児童生徒等の疾病の早期発見や学校における適切な健康管理等、児童生徒等の健康の保持増進に大きな役割を果たすものであり、文部科学省としても適切に実施いただきたいと考えております。

地域の学校医の皆様におかれては、日頃より学校の保健管理に関する指導等に御尽力いただいていることと存じますが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に関連し、一部の地域において、健康診断の実施の目途が立っていないという状況も見られます。

健康診断の重要性に鑑み、医師会及び学校医等の皆様におかれては、引き続き教育委員会や学校と連携し、感染防止の適切な対応をしながら可能な限り健康診断の実施に御協力いただきますよう格別の御配慮を賜りたく、貴会より関係の医師会等に本依頼の趣旨を周知願います。

(参考資料)

・別添 1

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」(令和 2 年 3 月 19 日付事務連絡)

・別添 2

教育活動の実施等に関する Q & A より一部抜粋 (7 月 10 日更新 文部科学省 HP)

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 保健指導係
TEL : 03-5253-4111 (内線 2918)

ⁱ 就学時の健康診断は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 2 条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから 4 月前(同令第 5 条、第 7 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条及び第 18 条の 2 に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、3 月前)までに実施することとされている。

事 務 連 絡
令和2年3月19日

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく
児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から、必要に応じて、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等

専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 職員の定期の健康診断（同法第15条第1項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3. その他の留意事項

児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

T E L : 03-5253-4111（内線 4950）

問 3 児童生徒等の定期の健康診断はどのように実施すればよいか。

- 令和 2 年 3 月 1 9 日付けの事務連絡において、毎学年 6 月 3 0 日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしたところです。
- 「実施体制が整わない」とは、例えば、学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなどが考えられます。
- 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施してください。
さらに、健康診断の延期について保護者に周知し、理解を得るようにしてください。
また、特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられます。
- 健康診断を実施する場合は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないよう、
例えば、
 - ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努めること
 - ・部屋の適切な換気に努めること
 - ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにすること
 - ・会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導すること等の工夫が考えられるほか、検査に必要な器具等を適切に消毒してください。
（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」参照）
また、日程を分けて実施する等、学校の実情に応じて実施してください。
- 健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 1 8）